

相続放棄の必要書類チェックリスト

裁判所の案内どおり、続柄ごとの必要書類を確かめる | 登録不要・無料・2026年版

■ 申述の基本(申述先・期限・費用・申述書)

相続放棄は、家庭裁判所に申述して行います(民法938条)。終わったら✓、日付や裁判所名はメモ欄へ。

✓	項目	裁判所の案内	メモ
☐	申述先	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所 裁判所の「申立書提出先一覧(家庭裁判所)」で調べられます	家庭裁判所名:
☐	申述期間	自己のために相続の開始があったことを知ったときから3か月以内(民法915条) 期間の伸長の申立ての制度があります(裁判所「相続の承認又は放棄の期間の伸長」)	知った日: / 3か月後:
☐	費用	収入印紙800円分(申述人1人につき)・連絡用の郵便切手 郵便料は裁判所ごとに異なります。申述先の家庭裁判所のページで確認します	郵便切手の額:
☐	申述書	相続放棄の申述書(裁判所の書式と記入例を使う) 成人用・未成年者用の記入例があります(裁判所「申立て等で使う書式」)	書いた日:

■ 全員が用意する書類 配偶者・子・父母・兄弟姉妹など、続柄にかかわらず

裁判所が【共通】としている書類に、申述書を加えています。

✓	#	書類(裁判所の表記)	メモ(請求先・請求日・受取日)
☐	1	相続放棄の申述書 裁判所の書式と記入例を使います	
☐	2	被相続人の住民票除票又は戸籍附票	
☐	3	申述人(放棄する方)の戸籍謄本	

■ 配偶者が放棄する場合

共通の書類(1〜3)に加えて、次の書類を用意します。裁判所の区分:【申述人が、被相続人の配偶者の場合】

✓	#	書類(裁判所の表記)	メモ(請求先・請求日・受取日)
☐	4	被相続人の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本	

■ 子・孫・ひ孫などが放棄する場合(第一順位)

共通の書類(1〜3)に加えて、次の書類を用意します。裁判所の区分:【申述人が、被相続人の子又はその代襲者(孫, ひ孫等)(第一順位相続人)の場合】

✓	#	書類(裁判所の表記)	メモ(請求先・請求日・受取日)
☐	4	被相続人の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本	
☐	5	申述人が代襲相続人(孫, ひ孫等)の場合, 被代襲者(本来の相続人)の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本	

メモ(被相続人の氏名・最後の住所・本籍、放棄する人と続柄)

相続放棄の必要書類チェックリスト

父母・兄弟姉妹が放棄する場合と、書類全体の注意

■ 父母・祖父母などが放棄する場合(第二順位)

共通の書類(1～3)に加えて、次の書類を用意します。裁判所の区分:【申述人が、被相続人の父母・祖父母等(直系尊属)(第二順位相続人)の場合(先順位相続人等から提出済みのものは添付不要)】

✓	#	書類(裁判所の表記)	メモ(請求先・請求日・受取日)
☐	4	被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本	
☐	5	被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している方がいらっしゃる場合, その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本	
☐	6	被相続人の直系尊属に死亡している方(相続人より下の代の直系尊属に限る(例:相続人が祖母の場合, 父母))がいらっしゃる場合, その直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本	

■ 兄弟姉妹・おい・めいが放棄する場合(第三順位)

共通の書類(1～3)に加えて、次の書類を用意します。裁判所の区分:【申述人が、被相続人の兄弟姉妹及びその代襲者(おいめい)(第三順位相続人)の場合(先順位相続人等から提出済みのものは添付不要)】

✓	#	書類(裁判所の表記)	メモ(請求先・請求日・受取日)
☐	4	被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本	
☐	5	被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している方がいらっしゃる場合, その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本	
☐	6	被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本	
☐	7	申述人が代襲相続人(おい, めい)の場合, 被代襲者(本来の相続人)の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本	

書類全体の注意(裁判所の案内)

- 同じ書類は1通で足ります。
- 同じ被相続人について、期間伸長の事件や相続放棄の申述受理事件が先にあるときは、その事件で提出済みのものは不要です。
- 戸籍等の謄本は「全部事項証明書」という名称で呼ばれる場合があります。
- 申述前に入手できない戸籍等は、申述後に追加提出することでも差し支えありません。
- 戸籍等に代えて「法定相続情報一覧図の写し」を提出できる場合があります(申述する家庭裁判所に確認)。
- 審理のために必要な場合は、追加書類の提出を求められることがあります。

メモ(取り寄せ中の書類・申述先の家庭裁判所に確認したこと)

このチェックリストについて

裁判所が「標準的な申立添付書類」として掲げている書類を、続柄ごとに並べた一般的なチェックリストです。申述を受けた家庭裁判所が、追加の書類を求めたり、書面で照会したり、事情をたずねたりすることがあります。裁判所からの照会や呼出しには必ず応じてください。放棄するかどうか、期限に間に合うかなど個別の判断は、弁護士・司法書士・家庭裁判所に相談してください。

出典(2026年10月3日確認):裁判所「相続の放棄の申述」www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui.kazi/kazi.06.13/index.html / 裁判所「相続の放棄の申述書(成人)」www.courts.go.jp/saiban/syosiki/syosiki.kazisinpan/syosiki.01.13/index.html / 民法 第915条・第938条(e-Gov法令検索)